



総基料第63号
令和2年3月11日

電気通信紛争処理委員会
委員長 田村 幸一 殿

総務省総合通信基盤局長 谷脇 康彦

「諮問第11号事案に係る質問に対する回答提出についての依頼」（令和2年3月4日付け電委第13号）について（回答）

標記について、別紙のとおり回答します。

電気通信紛争処理委員会からの質問に対する回答

問 これまでに日本通信株式会社（以下「日本通信」という。）及び株式会社 N T T ドコモ（以下「ドコモ」という。）から提出された意見書に対して、特に補足することがありましたら、当該意見書別・項目別に理由及び証拠とともに提出願います。

（回答）

令和 2 年 2 月 28 日付けの日本通信株式会社（以下「日本通信」という。）の意見書（以下「日本通信意見書」という。）及び令和 2 年 2 月 28 日付けの株式会社 N T T ドコモ（以下「ドコモ」という。）の意見書（以下「ドコモ意見書」という。）における主な主張に対しての見解は、裁定案及びこれまで提出した回答に示したとおりですが、両意見書中の主な点について以下のとおり補足します。

① 1 秒単位課金関係

※日本通信意見書「問 1」及びドコモ意見書「1.（1）」関係

両意見書では、1 秒単位課金に係るシステム開発の容易性／困難性について意見が示されていますが、この点にかかわらず、令和 2 年 2 月 28 日付け総務省回答（総基料第 53 号）（以下「2 月 28 日付け回答」という。）（問 1 に対するもの）で示したとおり、実際に発生した原価・利潤を適切に料額に反映させるためには、通話時間に連動する費用に係る課金単位を 30 秒（30 秒未満は切り上げ）とするのではなく 1 秒とすることが適当と考えます。

なお、両意見書からは、日本通信の利用者の通話時間については 1 秒単位で把握されていることが見て取れ、これを精算に反映させるシステム開発は容易と考えられますが、いずれにしても、1 秒単位課金の必要性は既に示した通りです。

② 裁定申請要件の充足関係

※日本通信意見書「問 2（1）」及びドコモ意見書「1.（2）」関係

裁定案において、「ドコモは裁定事項 1 について書面による要望及び対面協議を踏まえた十分な検討を行った上で、裁定事項 1 について回答を示さない判断を行ったと推認できる。よって、両当事者間において、対面及び書面において十分な協議が行われたものと解することが適当である」旨示し

ており、2月28日付け回答（問2に対するもの）でもその旨回答しています。

③ 卸役務の代替手段としての接続関係

※日本通信意見書「問2(5)」及びドコモ意見書「2.」関係

卸役務の代替手段としての接続については、裁定案において、「現時点において、接続制度による適正かつ公平な提供料金及び提供条件は実現されておらず、接続により音声卸役務を代替する方法はないと認められる」として、現に、卸役務の代替手段としての接続がない点を判断したものです。

卸役務の代替手段としての接続に関し、中継事業者方式を卸役務の代替手段から除外することは適当ではない旨は、2月28日付け回答（問2に対するもの）で示しています。

④ 算定方法等関係

※日本通信意見書「問2(2)」及びドコモ意見書「はじめに」「おわりに」関係

裁定案において算定方法等を示したのは、算定方法等を示さない場合、裁定を行うに至った判断の趣旨にそぐわない誤った解釈がなされ、当該解釈に基づく料金設定が行われるおそれがあるためであり、その旨、令和2年2月13日付け総務省回答（総基料第36号）（以下「2月13日付け回答」という。）（問1に対するもの）で示しています。

⑤ 交渉上の優位性関係

※日本通信意見書「問2(3)」前半部分及びドコモ意見書「はじめに」「おわりに」関係

交渉上の優位性については、MNOは、構造的に交渉上の優位性を背景に公正競争上の弊害を引き起こすおそれがあるとした上で、原価が低下する中、ドコモが、長期にわたり音声卸役務の料金を変更していないことから、交渉上の優位性を背景として、音声卸役務の料金を高止まりさせていると推認したものであり、その旨2月13日付け回答（問5に対するもの）で示しています。

⑥ 適正原価・適正利潤関係

※日本通信意見書「問2(3)」後半部分及びドコモ意見書「はじめに」「お

わりに」関係

音声卸役務の料金の適正な水準については、同役務に係る電気通信事業が、巨額の設備投資を必要とする産業であり、自然独占性を有していることを踏まえれば、その提供に要する費用を回収できる範囲内で水準を設定し同役務の望ましい供給量を確保することで、利用者利益を確保することが適当であり、適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない水準で設定することが適当と判断したものであり、その旨2月28日付け回答（問2に対するもの）で示しています。

以上